

生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた給付の実施について

1 経緯

平成25年から平成27年にかけて実施された生活扶助の基準改定に関して、当該保護変更決定処分取消し等を求める訴訟が提起されていたが、令和7年6月27日に最高裁判所は「物価による調整」(デフレ調整)を違法とし、当該処分取消しを認めた。

上記の判決を踏まえ、国は上記基準が適用された期間について、新たな生活扶助の基準額を定めたため、平成25年に定めた生活扶助の基準額との差額について給付するものである。

2 事業概要

(1) 対象世帯

次のいずれかに該当する世帯(ただし、死亡した者を除く。)

- ① 平成25年8月から平成30年9月までの期間に生活保護を受給していた世帯
- ② 平成30年10月から令和8年3月までの期間に、「平成25年8月の基準額が現在まで継続している扶助」(期末一時扶助等)を受給した世帯

※台東区の対象世帯数(見込み) 約12,100世帯

(2) 給付内容

次の受給期間に応じて算出した金額を給付するものとする。

- ① 平成25年8月から平成26年3月までの期間 生活扶助基準額の0.8%
- ② 平成26年4月から平成27年3月までの期間 生活扶助基準額の1.6%
- ③ 平成27年4月から令和8年3月までの期間 生活扶助基準額の2.4%

なお、訴訟の原告に限り、上記とは別に、国が特別給付金を支給

(3) 給付方法

- ① 現在も台東区において生活保護を受給中の世帯 職権により給付(申請不要)
- ② 台東区的生活保護が廃止となっている世帯 本人からの申出に基づき給付

3 予算額(案)

歳入 846,482千円
歳出 966,189千円

4 今後の予定

令和8年4月以降 対象世帯 給付額積算等
令和8年8月頃 生活保護受給中の世帯に対する職権給付実施
生活保護廃止世帯からの申出受付開始